

# 無断で離婚が成立する!

日本の協議離婚は、無断で離婚届を出すことができ、離婚が成立してしまう制度です。このため、特に外国人配偶者と子どもに悲劇が起きています。



- 夫婦の合意に基づき、離婚届を役所に提出するだけで離婚が成立する簡便な協議離婚
- その簡便さを悪用した無断離婚の被害は、国際結婚夫婦で多発しています。
- 未成年の子どもの親権者も同時に無断で決定してしまいます。
- 被害が多発していますが、法制度改善への取り組みはなされていません。

# これが書類偽造の実態

<b>離 婚 届</b>		受理 平成 年 月 日 第 号		発送 平成 年 月 日													
平成 年 月 日届出 長 殿		送付 平成 年 月 日 第 号		長印													
		番号調査	戸籍記載	配偶調査	調査票												
		附 類	住 民 票	通 知													
<p>(1) 氏名 生年月日 住所 (住民登録をしているところ) 本籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください) 父母の氏名 (他の裏父母は その他の親に 書いてください)</p> <p>(2) 父母との姓を揃 (他の裏父母は その他の親に 書いてください)</p> <p>(3) 離婚の種別 (4) 離婚前の氏に もどる者の本籍 未成年の子の氏名 同居の期間 別居する前の住 別居する前の世帯のおもな仕事と 夫妻の職業 その他</p> <p>届出人印 署名押印 件簿番号 届出年月日</p>		<p><b>記入の注意</b> 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。 札幌市内の区役所に届け出る場合、届書は1通でかこうです。（その他のところに届け出る場合は、直接、提出先に名前を記入してください。） この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書も必要です。 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調査の原本 審判離婚のとき→審判調査の原本と確定証明書 和解離婚のとき→和解調査の原本 認諾離婚のとき→認諾調査の原本 判決離婚のとき→判決書の原本と確定証明書</p>															
						<p><b>證 人 (協議離婚のときだけ必要です)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">署 名 押 印</td> <td style="width: 50%;">印</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>番地 番 号</td> </tr> <tr> <td>本 籍</td> <td>番地 番</td> </tr> </table>				署 名 押 印	印	生年月日	年月日	住 所	番地 番 号	本 籍	番地 番
										署 名 押 印	印						
										生年月日	年月日						
										住 所	番地 番 号						
										本 籍	番地 番						
										<p>→ 父母がいま離婚しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。 養父母についても同じように書いてください。 □には、あてはまるものに団のようにしをつけてください。</p>							
										<p>→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）</p>							
										<p>→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。</p>							
										<p>届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。</p>							
<p>未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。 (面会交流)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">□取決めをしている。</td> <td style="width: 50%;">未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や 養育費の分担など子の権利に必要な事項についても父母の協議 で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も 優先して考えなければならないこととされています。</td> </tr> <tr> <td>□まだ決めていない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(養育費の分担)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□取決めをしている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□まだ決めていない。</td> <td></td> </tr> </table>				□取決めをしている。	未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や 養育費の分担など子の権利に必要な事項についても父母の協議 で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も 優先して考えなければならないこととされています。					□まだ決めていない。		(養育費の分担)		□取決めをしている。		□まだ決めていない。	
□取決めをしている。	未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や 養育費の分担など子の権利に必要な事項についても父母の協議 で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も 優先して考えなければならないこととされています。																
□まだ決めていない。																	
(養育費の分担)																	
□取決めをしている。																	
□まだ決めていない。																	
<p>離婚によって、住所や世帯主が変わるのは、あら たに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要 となりますので、ご注意ください。 なお、離婚届と同時にこれらの届けを出すと きは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯 を書いてください。 就業時間以外（土曜日、日曜日、祝日等）の 住民異動届は受けできませんので後日届出ねが います。</p>																	
<p>●署名は必ず本人が自署してください。 ●印は各自別々の印を押してください。 ●届出人の印を御持参ください。</p>																	
<p>日中連絡のとれるところ 電話（ ） 自宅 勤務先 呼出（ 方）</p>																	



- 相手の署名を偽装
- 相手と同じ国の人人が代筆（偽装）
- 「学校の書類」などと日本人配偶者に嘘をつかれ本人が署名  
「離婚裁判の申立書」だと日本人配偶者に嘘をつかれ本人が署名
- 暴力を振るわれたり脅されたりして本人が署名

# 無断離婚 5つの問題

1

手に離婚届が出され  
勝成立してしまう

2

子どもの権利と保護は  
子放置

3

困難を極めめる防ぐ方法  
困無断離婚を防ぐ方法

4

離婚無効の  
高いハードル

5

無断離婚の影響

1

# 勝手に離婚届が出され成立してしまう

1

協議離婚は、当事者の一方のみが提出するだけで離婚届が受理され、離婚が成立してしまいます。提出は当事者でなくともよいので、第三者が提出することもできてしまうのです。

2

離婚届の記載が本人によるものなのか、当事者双方の合意があるのかという、離婚成立の最も重要な点について、離婚届を受け付ける役所では当事者に確認ができないという問題があります。

3

国は無断離婚の実態把握を行っておらず、裁判の統計でも表れていません。また、有印私文書偽造罪などで逮捕や起訴に至ることはほとんどなく、全国でどのくらいの被害数があるのかも明らかになつていません。

暴力を振るわれたり、「サインしないと帰国させる」などと脅されて、離婚届だとわかつていたけど怖くて署名してしまった

「賃貸住宅の契約書だ」「学校の書類だ」などの嘘をつかれサインをさせられた

## 被害者の声

離婚裁判の申込書だと思っていたので、これだけで離婚と親権が決まるとは思いもよらなかった

私のサインじゃない。  
(配偶者が署名、配偶者が知人に頼んで署名)

2

# 子どもの権利と保護は 放置

1

協議離婚では、未成年の子どもの親権者を夫婦の協議だけで決めるため、無断離婚によって、子どもの親権者も一方的に決まってしまいます。

子どもにとって重大な問題ですが、子どもが自分の権利を主張し、行使するしくみがありません。

共同親権導入後もこの問題は残ります。

2

無断離婚によって決まった親権者は、調停によって変更の申立てができます。

しかし多くの場合、調停、審判、裁判と続き、決定までとても長い時間がかかります。

その間、子どもは強い葛藤状態の中で過ごさなければなりません。子どもと同居している親のほうが有利で、無断離婚という違法行為は親権者決定に影響を及ぼさないのがこれまでの実情です。

3

家族が国外にいる場合は、さらに困難を極めます。外国人親は連れ去りの恐怖におびえなければなりません。

無断離婚の被害者でありながら、日本国内での法的対応を自國から行うハードルに直面します。

4

このように子どもは、無断離婚によって、生活や将来が一方的、決定的に変えられてしまう。子どもの人権を無視した不条理が法的に存在するのです。

3

# 困難を極める 無断離婚を防ぐ方法

1

離婚届不受理申出は、無断離婚を防ぐ制度です。相手から届出が出されても受理しないよう、役所に事前に求める申出で、一度提出すれば、取り下げない限り有効です。しかしこの制度は一般的に知られていません。離婚が無断で成立してしまうということ 자체も知られていないからです。

2

不受理申出は、日本人配偶者の漢字氏名や本籍地を日本語で記載しなければなりません。本籍という日本特有の情報を調べ、全て日本語で作成することは、外国人配偶者にとって非常に困難な作業です。

3

離婚届は第三者でも提出できるのに、不受理申出は本人が直接役所に提出しなければなりません。外国に住んでいる場合にのみ例外として認められる郵送での提出も、日本人配偶者の戸籍地自治体へ郵送しなければならず、この作業を外国人配偶者が自分ですることはほとんど不可能です。

4

不受理申出は、申出者本人しか取り下げることはできませんが、日本人配偶者に無断で取り下げられてしまうというケースもありました。写真付きの本人確認書類が必須ではないためです。無断離婚を完全に防ぐ方法はないのです。

## 4

# 離婚無効の 高いハードル

無断離婚された場合、離婚無効の調停や裁判を申し立てることができます。ですが、離婚の意思はなかったこと、離婚届の提出する意思もなかったことの両方を、無断離婚された被害者が証明しなければなりません。「ない」ことの証明はとても困難です。調停や裁判は長期にわたり、弁護士を委任する費用もかかってしまいます。

無断離婚されたという被害者が負う負担の大きさは甚大です。

## 5

# 無断離婚の影響

- 日本に住む外国人は、無断離婚によって在留資格に影響を及ぼします。勝手に離婚されたことで帰国を余儀なくされたケースがありました。
- 日本人配偶者の死後に発覚した無断離婚の事実により、遺産分割の再協議となり、多くの家族を巻き込む事態が起きました。
- 無断離婚後に日本人配偶者が再婚し、子どもが生まれましたが、離婚無効により再婚相手との婚姻は取り消しになり、子どもの状況へも影響を及ぼしました。

# 無断離婚は 犯罪行為です！

離婚届に無断で署名を偽造し、捺印する行為は

有印私文書偽造罪（刑法  
159条1項）及び同行使罪  
(同161条1項)

3月以上5年以下の懲役



WARNING • WARNING

WARNING • WARNING

WARNING • WARNING

WARNING • WARNING

その協議離婚届書を  
無断で役所に提出する行為は、

電磁的公正証書原本不実  
記載罪（刑法157条1項）  
及び同供有罪（同158条1  
項）

5年以下の懲役または  
50万円以下の罰金





# 協議離婚問題研究会 (リコン・アラート)

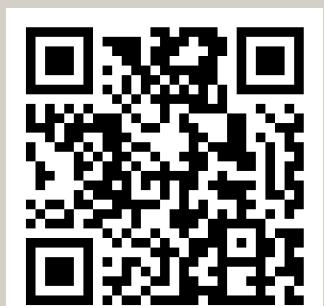
「リコン・アラート（協議離婚問題研究会）」は、2015年2月に外国人相談を実施する関西の5団体でシンポジウムを開催したことをきっかけに、シンポジストの二宮周平さん（立命館大学）と共に結成しました。

2016年度からはさらにメンバーが増え、現在に至ります。

啓発、相談、シンポジウムなどを行い、無断離婚の法制度改正をめざして活動しています。

## Member

- 一般財団法人アジア太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）
- 外国人口ーヤリングネットワーク（芝池俊輝・弁護士）
- 京都YWCA・APT
- 公益財団法人大阪府国際交流財団
- 公益財団法人とよなか国際交流協会
- 公益財団法人箕面市国際交流協会
- すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク（RINK）
- 特定非営利活動法人いくの学園
- 特定非営利活動法人NGO神戸外国人救援ネット
- 二宮周平（立命館大学名誉教授）  
(五十音順)



代表事務所：公益財団法人とよなか国際交流協会

〒560-0026 大阪府豊中市玉井町1-1-1-601 とよなか国際交流センター

Tel 06-6843-4343 Fax 06-6843-4375

<http://www.a-atoms.info>

# リコン・アラート 10年の取り組み



## 注意喚起動画とパンフレットの作成、ウェブサイトでの情報提供 (2015年～現在)

12言語のパンフレット、動画を作成し、ウェブサイト、フェイスブックで情報提供しています。ウェブサイトには支援者向けの情報もあります。



## シンポジウムの開催(2015年、2019年、2023年)

2015年「勝手に離婚されるだけじゃない！  
無法地帯の協議離婚を考える～国際結婚のケースから  
～」(参加者98人)

2019年「出版記念シンポジウム：勝手に国際離婚?!～無  
断離婚被害者と共に考える～」(参加者44人)

2023年「協議離婚制度のあり方について考えるシンポジ  
ウム 共同親権をめぐる議論と協議離婚制度～国際結婚  
家族の無断離婚問題を通して」(参加者150人)



## 外国人のための1日離婚相談 ホットライン(2016年～年1回開催)

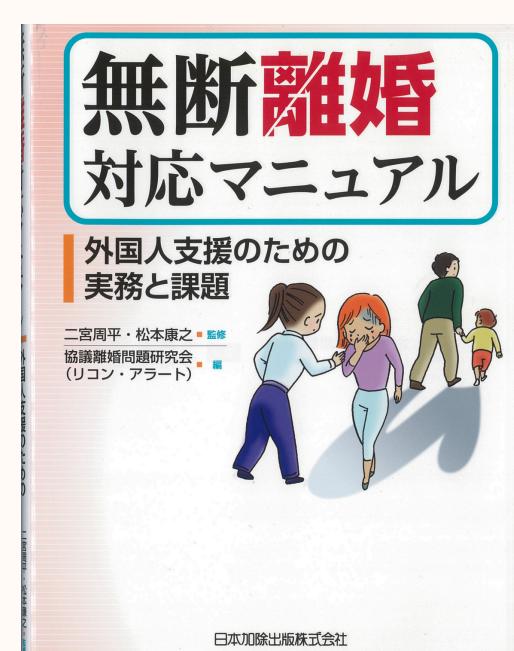
2017年度からは大阪弁護士会主催、リコン・アラート共催で継続しています。無断離婚だけではなく、夫婦関係や子どもにかかわる様々な相談に対応します。



## 「無断離婚対応マニュアル」 の出版(2019年)

支援者向けマニュアルを刊行（日本加除出版）

「支援者に必要なこと」(第1章)、「協議離婚の成り立ちと問題点」(第2章)、「無断離婚の予防」(第3章)、「無断離婚の司法的救済」(第4章)、「無断離婚と子どもをめぐる問題」(第5章)、「無断離婚から生じる問題とその対応」(第6章)から構成。



## 相談対応

リコン・アラートのウェブサイトを見た国内・国外の当事者から相談が寄せられています。随時対応を実施しています。

## 省庁交渉

移住連（NPO法人移住者と連携する全国ネットワーク）の「省庁交渉」の機会に毎年要請を提出していますが回答は得られていません。しかし要望により在外公館のウェブサイトに情報が掲載されるようになりました。

## 今後の活動予定・・・

2025年11月28日（金）領事館向けセミナー（全国の大天使館・領事館職員向けに情報提供を行います）

2026年1月31日（土）シンポジウム

2026年2月28日（土）外国人のための1日離婚相談ホットライン（対面、電話、ZOOMで相談ができます）